

## 東松山市市制施行70周年PRパートナーに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和6年7月1日に市制を施行してから70年を迎える市とともに市制施行70周年を祝い、市の魅力を発信することに意欲的に協力する企業、団体等を東松山市市制施行70周年PRパートナー（以下「PRパートナー」という。）に認定し、市制施行70周年を契機として市の魅力を市内外にPRすることを目的とする。

### (協力内容)

第2条 PRパートナーは、市制施行70周年を冠した次の各号に掲げる取組等を通じて市制施行70周年を祝い、市の魅力を市内外に発信することができるよう協力するものとする。

- (1) 商品やメニュー等の販売・提供等
- (2) イベント等の開催
- (3) その他この要綱の目的に合致するものとして市長が認めたもの

### (費用負担)

第3条 前条の取組等に係る一切の経費については、PRパートナーが負担するものとする。

### (認定の手続き)

第4条 この要綱の目的に賛同し、PRパートナーの認定を受けようとする企業、団体等は、東松山市市制施行70周年PRパートナー認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、東松山市市制施行70周年PRパートナー認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、PRパートナーの認定を受けようとする企業、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、PRパートナーとして認定しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又はその関係者であるとき。

(4) その他認定の申込みを受理することが適当でないと市長が認めるとき。

（PRパートナーの紹介）

第5条 市長は、認定したPRパートナーの取組等について、市が運用するホームページ等の各種広報媒体を通じて市内外に紹介するものとする。

（認定期間）

第6条 PRパートナーの認定期間は、第4条第2項の規定により認定された日から令和7年3月31日までとする。

（変更等の手続き）

第7条 PRパートナーは、第4条第1項の規定により提出した認定申請書に記載する内容を変更するとき（記載する内容を追加するときを含む。）は、東松山市市制施行70周年PRパートナー変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等を行うことが適当であると認めるときは、東松山市市制施行70周年PRパートナー変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、PRパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、東松山市市制施行70周年PRパートナー取消通知書（様式第5号）により認定を取り消すことができるものとする。

(1) 企業、団体等を第三者に譲渡又は売却し、引き続き協力の意思が確認できないとき。

(2) 廃業又は休止したとき。

(3) 第4条第3項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

(4) PRパートナーが、東松山市市制施行70周年PRパートナー認定辞退届（様式第6号）を市長に提出し、認定の辞退を届け出たとき。

(5) その他、PRパートナーとして認定しておくことが適当でないと市長が認めるとき

（秘密の保持）

第9条 PRパートナーは、取組等を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。認定期間が終了した後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。